

受理年月日	平成30年12月17日	付託年月日	平成30年12月19日	所管委員会	第2委員会
番号	30年請願第15号				
件名	全ての子どもに安心、安全な保育を保障することについて				
請願者	中央区渡辺通五丁目1-26-307 福岡市保育団体連絡会 代表 真野 彩子 外 14,117人				
紹介議員	倉元肇頭、中山、堀内、ひえじま、綿貫、熊谷、星野、荒木、森(あ)				
分割付託	なし				
要旨	<p>2015年に子ども・子育て支援新制度がスタートして4年目を迎えました。2020年度の制度改定に向けて、本市においても見直しを検討していくと思います。</p> <p>見直しにおいては、子ども一人一人の人権保障のために、児童福祉法第24条第1項が定める市町村の保育実施責任が果たせる制度であったかを検証することが最も大切です。</p> <p>本市の待機児童問題はまだまだ深刻です。子どもの受け入れ枠の拡大は進められているものの、保育士配置基準、施設基準等を定めた保育所の最低基準を緩和した保育施設が多くつくられています。</p> <p>全ての保護者は、よりよい保育環境のもとで子どもが健やかに育つことを願っており、最低基準以上の保育施設への入所を望んでいることから、公的責任が明確で最低基準である認可保育所をさらに整備していくことが何より求められます。</p> <p>そこで、小規模保育事業、幼稚園の預かり保育、さらに、国の政策により近年急増している企業主導型保育施設においても、全ての子どもの発達保障のために、認可保育所と同等の保育環境となるように、市が責任を持って改善し、積極的な支援をしていく必要があります。</p> <p>待機児童問題解消の大きな足かせとなっているのは、認可保育所不足と深刻な保育士不足です。長時間保育の実態にありながら保育士配置基準が長年改善されていないことに加えて、子育てに不安を抱える保護者が近年ふえていることで保育業務は年々過重になり、健康で生き生きと長く働き続けがたいことが、保育士不足の大きな要因です。</p> <p>また、本市には多くの保育士養成校があり、毎年多くの保育士資格者が巣立っていますが、保育実習で現場の大変さと低賃金を知り、保育施設に就職しない者も少なくありません。保育士不足は、子どもたちが安心、安全で健やかに育つための保育の質の確保と、保育所内外の子育て支援の取り組みを危うくする問題でもあります。</p> <p>憲法と子どもの権利条約の理念が尊重され、全ての子どもの健やかな育ちの保障と保護者の子育て支援のために、市の保育行政がより一層充実することを求めます。</p> <p>児童福祉法第24条第1項が定める市町村の保育実施責任を果たし、全ての子どもに安心、安全な保育を保障することを求め、以下の事項を請願します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公的責任のもとで保育を進めること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 待機児童解消のために、認可保育所の整備をさらに進めること。 (2) 小規模保育事業、幼稚園の預かり保育等の保育条件が認可保育所と同等になるように、市独自で補助すること。 (3) 企業主導型保育事業の保育条件が認可保育所と同等になるように、国に働きかけること。 2. 職員資格を厳格に適用し、配置基準などを抜本的に改善すること。 3. 保育の質の向上と職員が健康で長く働き続けることができるように、市独自補助で職員の賃金、処遇を抜本的に改善し、専門職にふさわしいものにする。 4. 食育を進めるため、全ての保育施設で給食の外部搬入、外部委託を行わないこと。また、3歳児以上の完全給食を実施すること。 5. 保育料負担をさらに軽減すること。 6. 上記5項目が実現するよう、国に保育予算増額と保育基準改善を求める意見書を提出すること。 				
審査年月日	平成 年 月 日	結 果		委員会	平成 年 月 日
	平成 年 月 日			本会議	平成 年 月 日
	平成 年 月 日			平成 年 月 日	

平成30年 12 月 17 日

福岡市議会議長

川上 晋平 様

請願者

〒 810-0004 福岡市中央区渡辺通5丁目1-26
アロー103号館307号室
(TEL・FAX 092-781-1995)

福岡市保育団体連絡会

代表 真野 彩子

外 14,117 人



すべての子どもに安心・安全な保育を保障することを求める請願書

福岡市議会議長 殿

〈請願主旨〉

2015年子ども子育て支援新制度がスタートして4年目をむかえました。2020年度改定に向けて、福岡市においても見直しを検討されていくと存じます。

見直しにおいては、子ども一人ひとりの人権保障のために、児童福祉法第24条1項が定める市町村の保育実施責任が果たせる制度であったかを検証することが最も大切です。

福岡市の待機児童問題は未だ深刻です。子どもの受け入れの枠の拡大はすすめられているものの、保育士配置基準、施設基準等を定めた保育所の「最低基準」を緩和した保育施設が多くつくられてきています。

すべての保護者は、より良い保育環境のもとで子どもが健やかに育つことを願っています。

公的責任が明確な「認可保育所」の基準は最低基準であり、この基準以上の保育施設への入所を望んでいます。認可保育所をさらに整備していくことが何より必要です。

そこで、小規模保育事業施設、幼稚園預かり保育においても、認可保育所と同等の保育環境となるように、福岡市が責任をもって改善していく必要があります。

さらに、国の政策により近年急増している企業主導型保育施設においても、すべての子どもの発達保障のために、認可保育所と同等の保育環境となるように、福岡市の積極的な支援が必要です。

待機児童問題解消の大きな足かせは、認可保育所不足とともに、深刻な保育士不足があります。

長時間保育実態にありながら保育士配置基準が長年改善されていないことに加えて、育ちが気になり子どもと子育てに不安を抱える保護者が近年増えており、保育業務は年々過重になり、保育士が健康でいきいきと長く働き続けることが困難なことが、保育士不足の大きな要因です。

また、福岡市には多くの保育士養成校があり、毎年多くの保育士資格者が巣立っていますが、保育実習で保育現場の大変さと低賃金を知り、保育施設に就職しない者も少なくありません。

保育士不足は、子どもたちが安心・安全に保育され健やかに育つための保育の質の確保と保育所内外の子育て支援の取り組みを危うくする問題でもあります。

児童福祉法第24条1項が定める市町村の保育実施責任から、国の不十分な保育施策を補うことは、福岡市の責任です。

日本国憲法と「子どもの権利条約」の理念が尊重され、すべての子どもの健やかな育ちの保障と保護者の子育て支援のために、福岡市の保育行政がより一層充実することを求めてお願いいたします。

請願団体 福岡市保育団体連絡会 (TEL・FAX 092-781-1995)

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5丁目1-26 アロー103号館307号室

